

# 福祉活動への参加の推進について（一部改正）

平成13年8月10日 社援発第1392号  
厚生労働省社会・援護局長

平成4年6月の社会福祉事業法の改正に伴い、「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」（平成5年4月14日厚生省告示第117号）が告示されたほか、平成5年7月には中央社会福祉審議会から「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」の意見具申が行われ、国民の社会福祉活動への参加の促進を図るための地方公共団体等の取組について示されたところであるが、今般、都道府県、市区町村において住民の福祉活動への参加の促進を図るに当たって留意すべき基本的な事項を取りまとめるとともに、都道府県・指定都市並びに市区町村ボランティアセンター活動事業の実施について定め、平成6年4月1日から適用することとしたので、御了知のうえ、管下市区町村、社会福祉協議会等に周知徹底を図るとともに、その適正かつ円滑な実施について十分指導されたい。

なお、この通知の実施に伴い、昭和50年4月1日社庶第59号「社会奉仕活動育成事業の実施及び推進について」及び昭和60年6月10日社庶第68号「福祉ボランティアの町づくり事業の実施及び推進について」の本職通知は廃止する。

## 第1 都道府県・指定都市において留意すべき基本

的事項地域住民の福祉活動への参加をより広域的な観点から推進するため、都道府県・指定都市においては次の諸点に留意のうえ、積極的に取り組むこと。

### 1 広報・啓発活動の積極的な実施

住民がボランティア活動に対し関心を持ち、理解が深められるようボランティア月間を設定するなど、さまざまな機会や方法を通して広報・啓発活動を行うこと。

また、ボランティア活動に対する社会的な評価の必要性に鑑み、ボランティア活動者等に対する表彰の実施などに積極的に取り組むこと。

### 2 関係機関等との協力による福祉教育の推進

福祉活動への理解を深めるには、青少年期からの福祉活動の体験を通して、福祉マインドや社会連帯の意識を育むことが重要である。このため、学童・生徒に対するボランティア活動についての啓発・普及の充実に配慮し、体験活動（宿泊を伴う体験活動を含む）の実施については、学校、教育委員会等関係機関と連携を密にするとともに、福祉教育担当教員に対する研修や情報提供等にも留意しながら、積極的に取り組むこと。なお、実施に当たっては、訪問を受け入れる社会福祉施設等の理解と協力が得られるよう配慮すること。

また、学童・生徒にとどまらず、企業、労働組合、生活協同組合及び農業協同組合等との連携を図りながら、サラリーマンや主婦、企業退職者、高齢者等が生涯を通じて社会福祉について理解を深め、福祉活動を体験する機会が得られるよう配慮すること。

### 3 ボランティア活動の推進を図るための条件整備

- (1) 都道府県・指定都市レベルのボランティア活動振興のための拠点である都道府県・指定都市ボランティアセンターに対して積極的な支援を行うこと。
- (2) 特にボランティア活動の推進にあたる人材の養成が重要であることに鑑み、ボランティアコーディネーター、ボランティアアドバイザー等の養成研修の実施についても配慮すること。なお、実施に当たっては、介護実習普及センターや福祉人材センター、児童館その他関係機関等との連携を図るよう留意すること。
- (3) 具体的活動のためのマニュアルや地域の実情に応じた活動参加プログラムの開発及び普及に取り組むこと。
- (4) 災害時における福祉分野等のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係行政機関、団体等との日常的な連携を図るとともに、地域防災計画等の策定や見直しに当たっては、ボランティア活動の基盤整備や支援方策等の記載について配慮すること。
- (5) また、ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の普及拡大に努めること。
- (6) さらに、地域福祉基金等を積極的に造成し、ボランティア団体や住民参加による福祉活動を行う団体等に対し積極的な支援を行うよう配慮すること。

### 4 広域的・先駆的な課題に対する対応

都道府県・指定都市レベルでの広域的な活動の振興を図るとともに、先駆的な課題に積極的に取り組むこと。

### 5 管下市区町村に対する指導

管下市区町村がボランティア活動の振興に積極的に取り組むよう指導するとともに市区町村との連携を図ること。

## 第2 市区町村において留意すべき基本的事項

地域住民のボランティア活動への参加を推進するうえで、住民に最も身近な市区町村の役割が重要で

あり、これからの福祉社会の形成にとって地域におけるボランティア活動の振興が不可欠の課題であること、また、国民の4人に1人がボランティア活動への参加意欲を持っていることを十分認識のうえ、市区町村においては次の点に留意のうえ積極的に取り組むこと。

#### 1 啓発・普及の促進

広報誌、新聞、企業の社内報等を有効活用してボランティアグループやボランティア活動事例の紹介、ボランティア活動への参加の呼びかけを行うなど啓発・普及に積極的に取り組み、あわせて地域住民のボランティア活動に関するニーズを的確に把握するよう努めること。

#### 2 ボランティアセンターに対する支援強化

平成4年6月の社会福祉事業法の改正により、新たに社会福祉協議会の行う事業として社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を行うことが追加されたところである。

社会福祉協議会等が設置運営するボランティアセンターにおいてボランティアに関する情報、メニュー等を整備するとともに、住民に対する相談や情報提供、登録・あっせん、紹介、ボランティア活動希望者の組織化、ボランティア団体相互の情報交換などの支援を常時対応できる体制を整備すること。

また、ボランティアセンター等の活動が円滑に行われるようボランティアコーディネーターの配置に努めること。

さらに、ボランティア活動を始めるに当たり必要な基礎的な知識や技術を習得するための入門講座等を実施するとともに、その実施に当たっては、分野別、活動経験別の養成、研修についても配慮すること。

災害時における福祉分野等のボランティア活動が円滑に行われるよう、関係行政機関、団体等との日常的な連携を図るとともに、地域防災計画等の策定や見直しに当たっては、ボランティア活動の基盤整備や支援方策等の記載について配慮すること。

#### 3 活動拠点の確保等

ボランティアセンターの機能の充実と併せ、ボラ

ンティア団体等が継続して活動できるように地域福祉センターや公民館、保育所、学校の空き教室等既存の福祉施設や公共施設の活用を図るなど活動拠点の確保や整備について配慮すること。

また、ボランティア活動に安心して取り組めるような保険制度等の普及拡大に努めること。

#### 4 関係者との連携

ボランティア活動の振興に当たっては、既存のボランティアグループや福祉関係者はもとより、地域の関係団体等の新たな参加を得、広く関係団体の参加による協議の場を設けることにより、ボランティア活動の意欲を持つ人が新しく活動に加われる体制を整備すること。

#### 5 住民参加型福祉サービスの振興

住民の自発的な福祉活動である住民参加型福祉サービスは、地域住民が福祉活動に参加する際の多様なニーズに応え得る選択枝であるとともに、個々のニーズへの弾力的な対応や掘り起こしなどの役割も期待されるところであるので、その自発性を尊重しつつ振興を図るため積極的な支援に努めること。

#### 6 地域福祉基金等の活用

地域福祉基金等を積極的に活用し、ボランティア団体等への支援を積極的に行うこと。

### 第3 都道府県・指定都市社会福祉協議会等が行うボランティアに関する事業

・都道府県・指定都市社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会が行うボランティアに関する事業の実施及び運営については、「地域福祉推進事業の実施について」（平成13年8月10日付け社援発第1391号本職通知）に定めるところによるものとする。

「第3」が上記のように改められた。（編集部）